4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、未だ堤防がなく、河道が狭小なことから、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が高い本件区間について、流下能力の向上を図り、計画高水流量４㎥／秒を安全に流下させ、洪水による背後地の被害を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　千葉県印西市役所

○東北地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十一号　鶴岡市道形町一一番五から同市道形町一〇番一五まで	田東北地方整備局及び同局河川国道事務所	酒田

供用開始の期日　平成二十三年六月二十日

○東北地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　喜多方都市計画道路事業三・四・一号舞台田上勝線

三　事業施行期間　自平成二十三年六月二十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県喜多方市字一本木上地内

使用の部分　なし

○防衛省告示第百四十六号

海上における試験発射を次のとおり実施する。

平成二十三年六月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年七月五日及び同月六日（予備、同月七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　三宅島南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)から(エ)までの地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三三度一五分〇〇秒　東経一四〇度〇〇分〇〇秒

(イ)　北緯三三度一五分〇〇秒　東経一四〇度一〇分〇〇秒

(ウ)　北緯三三度四〇分〇〇秒　東経一四〇度〇〇分〇〇秒

(エ)　北緯三三度四〇分〇〇秒　東経一四〇度一〇分〇〇秒

実施艦　自衛艦二艦

実施機　回転翼航空機一機

その他　一　試験は、前記区域に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第百十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十日

九州地方整備局長　中嶋　喜雅

第１　起業者の名称　大分県

第２　事業の種類　一般国道388号改築工事（小蒲江森崎浦バイパス・大分県佐伯市蒲江大字猪串浦字銭坪地内から同市蒲江大字野々河内浦字古坪地内まで）

第３　起業地

1　収用の部分　大分県佐伯市蒲江大字猪串浦字銭坪及び字古坪並びに大字野々河内浦字古坪地内

2　使用の部分　大分県佐伯市蒲江大字猪串浦字銭坪及び字古坪地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦字大開地内の既に２車線道路に改良されている箇所から同市蒲江大字野々河内浦字江川地内の高速自動車国道東九州自動車道（以下「東九州自動車道」という。）蒲江インターチェンジ（仮称）（以下「蒲江ＩＣ」という。）へのアクセス道路との接続点までの延長1,842mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道388号改築工事（小蒲江森崎浦バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道388号のうち本件区間に対応する大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦字大開地内から同市蒲江大字野々河内浦字江川地内までの区間（以下「現道」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。また、道路法第74条第２項の規定により指定区間外の一般国道の道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合においては、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされているところ、大分県は当該認可を受けている。

上記のとおり、大分県は本件区間において道路法第74条第２項に基づく認可を受けている、かつ本件区間は指定区間外であり大分県の区域内に存することから大分県は道路法第13条第１項による道路管理者であることなどから、起業者である大分県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道388号（以下「本路線」という。）は、大分県佐伯市を起点とし、同市蒲江、宮崎県東臼杵郡美郷町などを経由して熊本県球磨郡湯前町に至る延長約206.4kmの幹線道路である。

大分県内において本路線は、商業等の都市機能が集中する佐伯市中心部と天然の良港に恵まれ水産業を中心に栄える同市蒲江を連絡していることから、産業経済を支える道路として、地域住民の通勤通学等の生活基盤道路として、さらには日豊海岸国定公園に指定された景勝地を通る観光道路として大きな役割を担っている道路である。

しかしながら、現道においては、車道の最小総幅員が約4.0mと狭小な道路であるため、対向車との離合に支障を来す区間が存在し、海岸崖地上を通過していることから線形不良箇所も存在するなど道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める基準を満たしておらず、災害危険箇所も存在し、台風等の降雨を原因とする落石等が頻発し、道路利用者の安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にある。また、現道は歩道が未設置の区間もあり、歩行者等の安全な通行空間が確保されていない状況にある。さらには平成24年度に東九州自動車道の部分開通と蒲江ＩＣの供用が予定されているため、交通量の増加により現道における交通事情のさらなる悪化が予想されている。